

《正誤表》

書名 : 平成 22/23 年版 電気設備技術基準・解釈

版数 : 第 12 版 2 刷 (2011 年 2 月 20 日)

| ページ | 場 所 | 誤 | 正 |
|-----|----------------------|---|--|
| 196 | 第 135 条 第 1 項 第三号 | 三 地中箱のふたは、 <u>施設者</u> 以外の者が容易にあけることができないように施設すること。【省令第 23 条第 2 項関連】 | 三 地中箱のふたは、 <u>取扱者</u> 以外の者が容易にあけることができないように施設すること。【省令第 23 条第 2 項関連】 |
| 441 | 第 9 条 第 1 項 | 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 第 44 条第 1 項第一号の第一 <u>種</u> 電気主任技術者免状，～略～ | 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 第 44 条第 1 項第一号の第一 <u>種</u> 電気主任技術者免状，～略～ |
| 442 | 第 9 条 第 2 項 | 2 次の各号の <u>一</u> に該当する者に対しては，その申請により，第二 <u>極</u> 電気工事士試験の筆記試験を免除する。 | 2 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者に対しては，その申請により，第二 <u>種</u> 電気工事士試験の筆記試験を免除する。 |